

2023 11

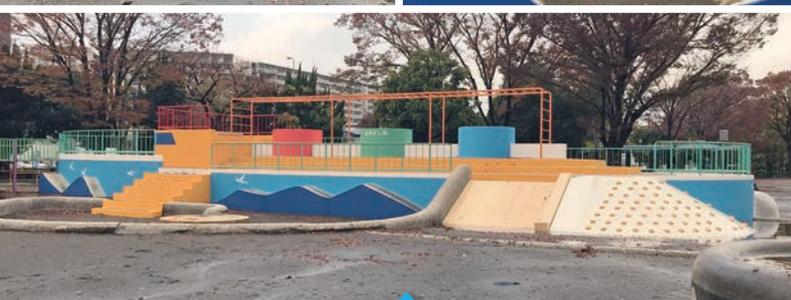
KAWASAKI

川崎南法人会だより



「タコのすべり台」 幸区御幸公園

水辺に親しむイベントの一環として色塗り体験が行われ、タコの背中中の階段を上って足に見立てた斜面を滑るようになっている滑り台が綺麗にお色直しされた。



「なかよし丸」 幸区南河原公園

川崎市では公園の新たな魅力の創出や地域の活性化を図る取り組みの一貫としてペイント体験を開催しました。



令和6年度税制改正に関する提言	2
税務署からのお知らせ	6
税のQ&A	8
健康クリニック	9
消防署からのお知らせ	10

神奈川県からのお知らせ	11
活動報告	12
新しい仲間 PR コーナー	14
新入会員のご紹介・主要行事予定	15

ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索

<https://km-hojinkai.or.jp>発行所／公益社団法人川崎南法人会
編集兼発行人／広報委員会川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
<https://km-hojinkai.or.jp>TEL : 044-276-8731
FAX : 044-276-8738

表紙写真：大和塗装(株) 望月広報委員 提供

令和6年度

税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

- コロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題だが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのでは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。
- 岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

- 歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。
- (1) 財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り

出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革する。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する。
- 社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となろう。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点か

らみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

- (6) 少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- 先ごろには健康保険証との一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- 中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならないが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー

価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。
- (3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

●政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

●地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町

村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べてラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

- これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。
- 近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 交際費課税の適用期限延長
- (3) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用期限延長

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ① 基幹税としての財源調達機能の回復
 - ② 各種控除制度の見直し
 - ③ 個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向(平成15年3.40→令和2年2.73)にある。さらに、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和3年は9.3%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。
また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
令和5年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも2年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。
また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感が一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるためのさらなる努力が必要である。
- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2) 事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3) 超過課税
- (4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 森林環境税
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。
- (3) 電子申告



※左の絵と右の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？(答えは13頁にあります)

七つの間違い探し

【作者紹介】 神谷一郎 (かみや・いちろう) 専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

対面でのご相談にも対応しています

相談

FREE!

無料

申告書作成について
相談したい

経営について色々
相談したい

どんな補助金が利用
できるか知りたい



記帳方法について
教えてほしい

取引先からの不当な要求
について相談したい

インボイス制度 ご不明点はありませんか？

お近くの

税務署 青色申告会
よろず支援拠点／商工会・商工会議所

にご連絡ください。

(一部、会員の方向けの窓口もあります。)

- 制度のキホン以外にも聞きたいことがある！という場合にもご要望に応じたオススメの窓口があります。
- どこに連絡したらよいかわからない・・・という方もご連絡ください。その際には、ご要望に応じた適切な窓口をご案内いたします。
- ご相談内容に応じて、別の窓口へご案内することがありますが、最初にご相談のあった窓口で訪問予約方法のご案内をいたします。

次頁もあります。ご連絡する際にご確認ください。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



インボイス制度のキホンだけでなく こんなことも相談したいときのオススメ窓口

税金全般や申告書の
作成方法について相談したい

➔ **税務署**

帳簿の作成方法
について相談したい

➔ **青色申告会**※

経営に関する
相談をしたい

例：どんな事業者支援があるのか知りたい

➔ **よろず支援拠点**
商工会・商工会議所※

※ 会員の方向けの窓口となります。

制度のキホンや相談先を
聞きたいという方はこちら

インボイスコールセンター

0120-205-553

(フリーダイヤル：無料)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

免税事業者の方はこちらも！

税理士無料オンライン相談案内実施中

**中小企業・小規模事業者
インボイス相談受付窓口**

0570-028-045 (ナビダイヤル)

045-330-1365 (一般電話)

【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度に関連して
こんなことも！

対面もOK!

独占禁止法・下請法
に関する内容を相談したい

公正取引委員会事務総局

03-3581-3375 (直通)

【受付時間】10:00～17:00 (土日祝除く)

取引上のトラブルを相談したい

例：代金未払、減額、買ったたき

下請かけこみ寺

0120-418-618

(フリーダイヤル：無料)

【受付時間】9:00～12:00 / 13:00～17:00

(土日祝除く)

各窓口の所在地や
連絡先の検索はこちら🏠



税のQ&A

“争族”となった場合の手続き… 終わりなき終わり!?

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 未分割による相続税申告をし、 『申告期限後3年以内の分割見込書』を添付。その後…

3年前、被相続人甲の相続税については、共同相続人間で遺産分割協議が整わず、申告期限ぎりぎりに法定相続分による全部未分割の申告（課税価格約2億1千万円）をし、相続人全員が相続税（各人9,200,000円）の延納申請をしました。同時に、被相続人の自宅敷地に『小規模宅地等についての課税価格の計算の特例』（以下『特例』という。）を分割時に適用したいため、『申告期限後3年以内の分割見込書』を申告書に添付しました。配偶者乙はすでに先立っており、法定相続人は、長男である私A、長女：姉B及び次女：妹Cの3人です。

遺産分割が相続税申告期限までに成立しなかった最大の理由は、長女Bの夫Xが協議に口をはさみ出し、これに反発した次女Cの長男Zまでが協議に加わったことにより收拾がつかなくなったからです。兄妹3人のみの話し合いならば、分割協議も上手くいったのではないかとひどく後悔しているところです。

今では、長女Bは認知症と診断され、成年後見人が選ばれるまでは分割協議を行うこともままならない状態です。そこで、2カ月前、家庭裁判所に『遺産分割協議の調停』を申し立てました。もはや申告期限後3年以内の分割はできない状況ですが、将来、遺産分割の調停が成立すれば、『特例』を適用したいと考えています。そのためにはどうすればいいのでしょうか。

ちなみに、自宅敷地200㎡の相続税評価額は5千万円なので、特定居住用宅地等として80%＝4千万円減額できれば、相続税の総額を9百万円以上減額することができます。

何としても『特例』を適用したいと考えています。

A. 『遺産が未分割であることについて やむを得ない事由がある旨の承認申請書』を提出。

民法上の『相続』には期限がないので、強制的に遺産分割することはできない（cf. 将来、相続登記義務制度の圧が働くかも…）。従って、遺産分割協議を何回重ねても共同相続人間で納得の遺産分割をすることができず、**争族となった場合**、お互い納得するまで協議を延々と続けるしかない。しかしながら、『相続税』申告には、相続開始後10ヵ月以内という期限が設けられており、かつ、期限内の遺産分割成立を要件に、税額の軽減措置や課税価格の減額及び納税猶予などの特例をケースバイケースで適用できることになっている。相続税を軽減する、あるいは、納税をスムーズに行うためにも、適宜適切な遺産分割が求められることになる。

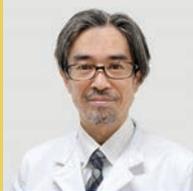
このように、『相続』と『相続税』では、遺産分割に対する観点が異なるので、『相続』が長引くことに対して、課税の公平の立場から『相続税』の方で調整が行われることになる。

《設例》にあるように、まず、相続開始後10ヵ月以内の遺産分割ができない場合は、申告書に『申告期限後3年以内の分割見込書』を添付して提出することにより、3年以内に遺産分割が成立して要件を満たせば、特例を適用することができる。この書類添付時点で、税務署長の承認は必要ないが、数ある特例のうち、選択適用できるのは、①配偶者に対する税額軽減と②小規模宅地等、③特定計画山林及び④特定事業用資産についての課税価格の計算の特例の**4つに絞られる**ことになる。

そして、**終わりなき協議を延々と続けることは許されず**、申告期限後3年を経過する日において、家庭裁判所への遺産分割調停や審判の申し立てなどがなされており、分割が見込まれる可能性が高いことを要件に、2ヵ月以内に『遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書』を税務署長に提出し、承認を受けることにより上記4つの特例の選択適用が可能となる。《設例》においても、この承認申請書を税務署長に提出し、承認を受けることにより調停成立時に『特例』の適用が可能となり、更正の請求（相続税減額）への道が開かれることになる。

経験上、当事者ではない相続人の配偶者や子が口をはさみ出すと相続が“争族”になるのは、…ほぼ間違いない。200株総額17,000,000円以上で買い取れば、税務上の時価として認められることになる。

背中や腰の痛み、 骨粗しょう症による骨折が原因？ ～体にやさしいBKP治療～

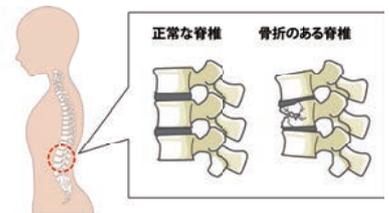


川崎幸クリニック
整形外科

山本 至宏 (やまもと ゆきひろ)

❖ 脊椎圧迫骨折（骨粗しょう症性椎体骨折）とは

脊椎圧迫骨折は背骨がつぶれたように折れてしまうことです。脊椎圧迫骨折の主な原因は、骨粗しょう症によるものが多く、寝たきりになる大きな要因の一つとなっています。症状としては、寝返りを打ったときや、起き上がるときに背中や腰に激しい痛みを感じます。椎体の後方部にまで骨折が及ぶと脊髄を損傷するため痛みが強く、足がしびれたり動きにくくなったり、尿が出にくくなったりすることもあります。骨折の原因は骨粗しょう症であることが多く、軽い力が加わっただけでも骨折してしまいます。その他、交通事故などによる外傷、腫瘍の転移などが原因となって生じることもあります。



❖ 治療法

脊椎圧迫骨折の治療法は、**保存療法**と**手術療法**があります。

保存療法

硬いコルセットを着用して安静を保つ

手術療法

- ① 金属のネジで椎体を固定する手術
- ② 経皮的椎体形成術（BKP）

BKP治療とは、骨折した椎体（背骨）にバルーンを挿入して広げ人工骨セメント（硬質プラスチック）を充填して固定することで椎体を安定させ痛みをやわらげる治療法です。背中の2カ所を5mmほど切開するだけで出血はほとんどなく、手術時間は約30分です。また、術後2時間から3時間程度でコルセットを着用して自力歩行ができ、2日から3日後には退院が可能です。



① 骨折した骨に小さな風船のついた手術器具を入れます。



② 風船を徐々に膨らませ、つぶれた骨を持ち上げて、できるだけ骨折前の形に戻します。



③ 風船を抜くと空間ができます。その空間に人工骨セメントを充填します。

診療のご案内



社会医療法人財団 石心会
川崎幸クリニック

☎ 044-511-2112

電話予約受付時間
月～金 8:00～20:00 土 8:00～17:00
日祝日 8:30～17:00



医療法人社団 新東京石心会
横浜石心会病院
(旧 さいわい鶴見病院)

☎ 045-581-1417

電話予約受付時間
月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30
日祝日 休診

住宅防火 いのちを守る10のポイント

4つの習慣



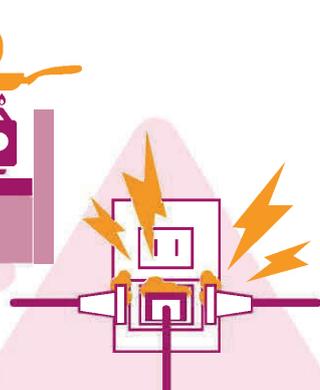
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

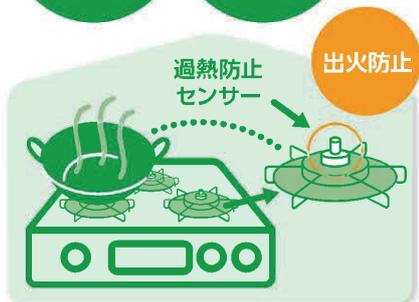


3 こんろを使うときは火のそばを離れない



4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



消防庁

Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>

お問合せ先

川崎市消防局幸消防署予防課予防係
 電話 044-511-0119

自宅! オフィス!
インターネットで簡単! 地方税を一括手続!
エルタックス
eLTAX
地方税ポータルシステム



eLTAXキャラクター: エルレンジャー

eLTAX
付き納付書なら、
地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリから
地方税を簡単・便利に納付できます!

- スマホやパソコンでも納付できます。
- 24時間365日納付できます。
- 地方税お支払サイトでは多様な納付方法が選べます。
 - ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキング
 - ・ダイレクト納付(口座振替)
 - ※事前にeLTAXの利用者登録/口座情報登録が必要です。
- スマホ決済アプリからも納付できます。
 - ※お支払サイトではなく各社のアプリを利用した納付です。

納付方法や対応するスマホ決済アプリなどについては
地方税お支払サイトをご覧ください。
▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト



都道府県・市区町村に
地方税に関する申告等を
一括手続

市区町村に
給与支払報告書を
一括提出

国(税務署)にも
源泉徴収票を
一括提出
eLTAXを利用して給与支払報告書を
作成・提出する場合に限る。

選べる納付方法
クレジットカードでも
納付可能
② 付き納付書なら
24時間365日納付可能

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続(申告・申請・納付など)も、eLTAXを利用すれば
複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。

1 インターネットで手続 2 eLTAXで受付 3 都道府県・市区町村へ配信



詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

スマートフォンからもご覧いただけます。(※)

(※)利用届出等の手続、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。



eLTAXを利用するための準備や給与支払報告書の
作成方法などは「動画コーナー」をご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>



エルタックス

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」を
ご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>



LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

エルタックス
eLTAX

eLTAXはインターネットを利用して地方税の手続(申告・申請・納付など)を
行うことができる地方税のポータルシステムです。
オフィスや自宅のパソコンから簡単・便利に地方税の手続ができます。



ご利用の流れ



A 電子申告

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信で
きます。複数の提出先へ電子申告する場合は、利用届出(変更)を
行って提出先を追加します。

【手続可能な税目】

- 法人都道府県民税 ■ 法人事業税 ■ 事業所税
- 特別法人事業税(地方税法特別税)
- 法人市町村民税 ■ 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書等や特別徴収関連手続)
- 令和5年10月16日~ ※申告にはPCdesk Nextを利用
- 地方たばこ税 ■ ゴルフ場利用税 ■ 入湯税 ■ 宿泊税

B 電子申請・届出

eLTAXで電子申告に関連した申請・届出を行うことができます。
電子証明書があれば、利用者IDがなくても利用できます。
ただし、代理人の場合は利用者IDが必要です。

【利用可能な手続】

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続に関連した申請・届出

C 電子納付

PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから納付情報の発行依頼
を行い、クレジットカード払い、ペイジーを介してのダイレクト納付、
インターネットバンキング及びATMなどから税金を納付することが
できます。

【利用可能な手続】

- 申告手続に関連した納付手続(※)
- (※)固定資産税(償却資産)を除く

都道府県・市区町村ごとの提供サービスについては
eLTAXホームページでご確認ください。

「給与支払報告書」「源泉徴収票」もeLTAXで簡単に作成・提出できます!

市区町村に提出する「給与支払報告書」をeLTAXで手続すれば
国(税務署)に提出する「源泉徴収票」も同時に作成できます。
あとは…eLTAXで一括提出!



給与担当者・経理担当者など

令和6年度分から個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受け取れます!

条件1 給与支払報告書をeLTAXを経由して提出していること

条件2 個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること

第18回 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート

9月13日

社会貢献活動の一環としてご好評頂いている「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」もコロナ禍の影響により4年振りにカルッツかわさきにて開催しました。

開演に先立ち、主催者を代表して鈴木会長、川崎南税務署より田中署長からご挨拶をいただき開幕となりました。「音楽のまちかわさき」に相応しいノリの良い音楽、多彩な演奏で来場された約1,600名を超える聴衆からは大きな喝采が送られました。



新設法人説明会

7月6日・9月7日

会場：
川崎南税務署
講師：
東京地方税理士会
担当税理士
川崎南税務署
担当官



源泉部会 研修会

9月5日

会場：
川崎市産業振興会館
テーマ：
「報酬・料金等の源泉
徴収事務」
講師：
川崎南税務署
森田 一郎 統括官
法理 貴文
上席国税調査官



救急救命講習会

7月11日

会場：
東海道かわさき宿交流
館
講師：
川崎市消防
防災指導公社



社員研修講座

9月22日

会場：
川崎市産業振興会館
テーマ：
「レジリエンス研修」
講師：
㈱島田教育総合研究所
代表取締役
島田 義也 氏



決算法人説明会

7月20日・8月24日・9月11日

会場：
川崎南税務署
講師：
東京地方税理士会
担当税理士
川崎南税務署
担当官



消費税・インボイス制度説明会

9月26日

会場：
川崎市産業振興会館
講師：
川崎南税務署
法人課税第1部門
島崎 俊明
上席国税調査官



源泉部会 研修会及び講演会

8月9日

会場：川崎市産業振興会館
テーマ：「最近の源泉所得税
の事例について」
講師：川崎南税務署
法人課税第2部門
森田 一郎 統括官
テーマ：
「古典落語にみる経済学」
講師：
落語家 笑福亭 羽光 氏



社員研修講座

10月6日

会場：
川崎市産業振興会館
テーマ：
「決算書読み解き
トレーニング」
講師：
㈱オールワン
エージェント
小澤 雅典 氏



**女性部会・青年部会
夏休み租税教室・映画鑑賞会を行いました**

7月26日川崎市産業振興会館に於いて170名を超える方にご来場頂き、租税教室・映画鑑賞会を開催しました。税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということをお小生の皆さんに知って頂き、楽しみながら税について学んでもらいました。



司会進行
京浜化工㈱ 柏木 奈生さん

青年部会あいさつ
㈱マイルストーンジャパン
野地 尚弘さん

税金のお話
九重運輸㈱ 山崎 由美子さん



1億円の紹介
㈱テーラーマックス
外木 宏明さん

税金クイズ進行
㈱環科研 三見 泰士さん

税金クイズ
じゃんけん大会

絵はがきコンクール紹介
㈱麗美社 下村 京子さん

女性部会 活動報告

**わくわく租税教室
8月23日**

会場：東小田小学校



租税教室

9月14日

会場：西御幸小学校



連絡協議会セミナー

9月15日

会場：ローズホテル横浜
講師：
食品ロス問題
ジャーナリスト
井手 留美 氏



税務研修会・懇親会

9月28日

会場：川崎市産業振興会館
講師：
川崎南税務署
法人課税第1部門
戸田 浩二 統括



青年部会 活動報告

税務研修会・懇親会

8月7日

会場：川崎市産業振興会館
講師：川崎南税務署 法人課税第1部門
足立 郁子 上席国税調査官

川崎三法人会青年部会合同ゴルフコンペ

9月26日

場所：レイク相模カントリークラブ
毎年開催しています川崎西・北・南の3法人青年部会合同ゴルフコンペを開催し今年度は川崎南が優勝しました。



第28回ロボット競技大会

8月27日

会場：川崎市産業振興会館
青年部会では毎年「川崎南法人会青年部長賞」としてお米を協賛しており今年度も新米40kgを賞品として提供しました。



神奈川県青連協合同ゴルフコンペ

9月29日

場所：太平洋クラブ
神奈川県下18単位会の青年部会による合同ゴルフコンペが開催されました。第1回目の今大会で川崎南が準優勝を収めました。



青年部会 交流会

9月10日

場所：
ACT FUTTSU
(千葉県富津)
部会員の親睦と懇親を図るバーベキュー大会を開催しました。



新入会員紹介 新しい仲間

PRコーナー

LF&L 株式会社 (代表取締役社長 小林悠真)



- 本社所在地：〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町14-3
フォレストマインズ202
- 設立：2022年10月
- E-mail：info@lflc.jp
- TEL：090-8063-9309
- URL：https://lflc.jp/



事業内容

経営コンサルティング
サプライチェーン(製造・物流)構築支援
業務改善、BPR他領域を問わず中小企業支援を実施
システム構築

支援実績

印刷会社の経営コンサルティング、現場改善支援
物流領域の新規事業構築支援
スタートアップ企業におけるSCM立案、構築支援

当社では、物流・製造において豊富な経験を持つコンサルタント2名で、
中小企業向けの経営コンサルティングを実施しています。
「経営コンサルティング」と聞くと偉そうですが、当社の特徴は「完全並走型」。
現場の実態を見て、システムの導入から現場の改善指導まで、現場と一緒に取り組んでいきます。
「DX」「人手不足」「自動化」、ピンときた企業様は是非一度お気軽にお声かけください！

川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、
各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に
関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償で
ご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メー
ルにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊
子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

● 税務無料相談 ●

相 談 日

11月の相談日 / 7日(火)、14日(火) } 午後1時~3時
12月の相談日 / 5日(火)、12日(火)
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-276-8731
川崎市幸区堀川町66-20(川崎市産業振興会館5F)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所 ☎044-276-8731
横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F
相談については、事前に事務局までご連絡ください。

新入会員のご紹介

(令和5年8月1日～令和5年9月30日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
南4	(有) 東京ネジ	長田幸子	浜町4-2-11	ネジ販売	菊三建設(株)
中央	B a r c o d e (株)	松本享	東田町2-5-1F	飲食店	小向工業(株)
南1	(株) R e a d B e l l	鈴木克彦	渡田1-17-1-1103	ソフトウェア開発	(株)アップ総合企画
幸4	(株)サンクスシステムズ	川島敏英	小倉1-1 E-1512	WEBサービス開発	事務局
中央	(株) K A E R O	長田憲児	日進町19-6-403	不動産業	事務局
中央	(株)大正出版社	劉維正	日進町23-1-421	出版、人工知能開発	事務局
東1	NPO法人 ビッグハーツ	中村裕子	港町5-2-1013	健康情報発信	事務局
南4	(株)高鍛	齋藤信之	扇町5-7	金属加工業	大同生命保険(株)
幸4	同 T o h m a w a r i	坂中睦美	鹿島田3-17-12-102	ECでの食品の販売	事務局
中央	(株)クロスウィズユー	田中孝典	駅前本町11-2-4F	IT活用コンサルティング	京浜化工(株)
東1	(株)ニシカン	西田哲也	港町13-1-407	左官	大同生命保険(株)
幸1	L F & L (株)	小林悠馬	大宮町14-3-202	経営コンサルティング	事務局
幸4	(株)YKT Consulting	横山恭嗣郎	鹿島田2-6-12	経営コンサルティング、不動産	事務局
幸4	(株)アミス	幸正人	南加瀬3-13-38-2	貨物軽自動車運送事業	事務局
中央	(株)グランドボウル	三沢勇貴	宮前町11-14	ボウリング場の運営	事務局
中央	(株) i n f e n c e	米城雄太	砂子2-1-9-2F	美容業	事務局
幸4	(株)Fast substance logistics	松代早実	南加瀬5-37-12	貨物運送	事務局
南1	(株)インテリアショウエイ	菅野勝次	渡田3-5-1-103	内装仕上業	事務局
幸3	スターフラワー(株)	関谷巧	古市場2-73-36	訪問介護	事務局
南1	同 エムズ企画	佐藤千穂	貝塚1-5-1-204	飲食	(株)アップ総合企画

川崎南法人会 主要事業予定

11月

3日(金)～3日間

●かわさき市民祭り

会場：富士見公園一帯

7日(火)

●福利厚生事業推進協議会

会場：煌蘭
時間：17:00～

8日(水)

●源泉部会 研修会

テーマ：「年末調整説明等説明会」
講師：川崎南税務署担当官
会場：川崎市産業振興会館・オンライン
時間：14:00～16:00

8日(水)

●第4回 広報委員会

会場：カルッツかわさき
時間：11:00～12:00

9日(金)

●税を考える週間協賛行事

講師：田中 健二 川崎南税務署長
会場：ミューザ川崎 市民交流室
時間：14:00～15:30

10日(金)

●全国青年の集い 山形大会

テーマ：「自らがリスクを取って挑戦する。だからこそ価値がある。」
講師：ヤマガタデザイン株式会社
代表取締役 山中 大介 氏
会場：やまぎん県民ホール
時間：13:30～17:00

14日(火)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:15

15日(水)

●日帰りバス研修旅行

場所：横須賀 猿島と三浦 方面

17日(金)

●納税表彰式

会場：川崎市産業振興会館
時間：16:00～17:00

21日(火)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:30

28日(火)

●パソコン講習

テーマ：「エクセル基礎講座」
会場：川崎市産業振興会館
時間：13:00～16:00

29日(水)

●パソコン講習

テーマ：「エクセル関数活用講座」
会場：川崎市産業振興会館
時間：13:00～16:00

30日(木)

●青年部会 講演会

テーマ：「夢に向かって走るんだにやー」
講師：お笑い芸人・マラソンランナー
猫 ひろし 氏
会場：川崎日航ホテル
時間：17:30～19:00

12月

8日(金)

●女性部会 年末研修会

会場：煌蘭
時間：17:00～

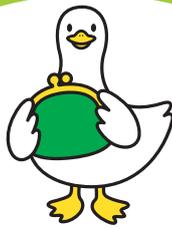
18日(月)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13:30～16:30

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む
病気やケガの備えに



手軽に備える医療保険
EVER
シンプル

必要な保障だけ手軽に備える、自由に選べる医療保険

治療費と諸経費に備える基本保障に加えて、特約で三大疾病^(※1)への備えも

▼基本プラン

保険期間

月額保障 治療費	治療給付金	病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき 入院 4か月型^(※2) 入院をしたとき 入院中の手術 月数無制限 入院中に手術を受けたとき 放射線治療 月数無制限 放射線治療を受けたとき 外来手術 月数無制限 外来によって手術を受けたとき	いずれかに該当した月ごとに1回 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。 10万円 外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	終身
	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガによって入院をしたとき	1日につき 5,000円	終身
	諸経費 通院給付金 ^(※3)	入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	1日につき 5,000円	

ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 (上皮内新生物保障特約付き)	免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)
---------------------------------	-------------------------------------

(※1)がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患 (※2)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、1か月型をお選びいただくこともできます。(※3)ご希望により、取り外すことができます。▲三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

保険料払込期間:終身 治療給付金の支払限度の型:4か月型
<三大疾病保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特約)>付き
<手術・放射線治療不担保特約>なし <入院給付金不担保特約>なし
<健康祝金特約>なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,566円	3,296円	4,855円	8,285円
女性	3,060円	3,961円	4,590円	6,685円

2023年9月19日現在

●契約年齢●
0歳~
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。



心配な「がん」の備えに

「生きる」を創る
がん保険
WINGS

幅広い保障で経済的負担をサポートするがん保険

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。

▼治療前の保障

保険期間

精密検査	要精検後精密検査給付金 ^(※4)	検診ごとに1年に1回 2万円	(※5) 10年満期
------	-----------------------------	-----------------------	---------------

▼治療中の保障

診断	診断給付金	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身 ^(※7)
	特定診断給付金 ^(※6)	一時金として がん 50万円	
入院	入院給付金	1日につき 10,000円	終身 ^(※7)
	通院給付金	1日につき 10,000円	
治療	治療給付金	受けた月ごと 10万円 ホルモン剤治療のみの場合 5万円	(※5) 10年満期
	特定保険外診療給付金 ^{(※6)(※8)}	受けた月ごと 50万円	
	がんゲノムプロファイリング検査給付金 ^(※6)	受けた月ごと 10万円	
先進医療・患者申出療養	がん先進医療・患者申出療養給付金 ^(※6)	自己負担額と同額(通算2,000万円まで)	(※5) 10年満期
	がん先進医療・患者申出療養一時金 ^(※6)	一時金として1年に1回 15万円	

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア	(外見ケア特約)	①顔・頸部の手術②手足の切断術 頭髮の脱毛症状	(※5) 10年満期
	外見ケア給付金 ^(※6)	①②各1回ずつ 20万円 1回限り 10万円	

特定保険料払込免除特約 ^(※6)	免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)
-----------------------------	-------------------------------------

(※4)所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※5)所定の年齢まで10年ごとに更新があります。(※6)上皮内新生物は、保障の対象外です。(※7)治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。(※8)がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。▲保障の開始まで2か月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、告知日から3か月を経過していない場合には告知日から3か月となります。※「責任開始期に関する特約」を付加しない場合は、「責任開始期に関する特約」を付加する場合は、「注意喚起情報」をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

解約戻金なしタイプ 保険料払込期間:保険期間と同一
<外見ケア特約><特定保険料払込免除特約>付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,833円	3,904円	5,702円	8,663円
女性	3,133円	4,255円	5,883円	7,112円

※更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2023年9月19日現在

●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率の保険料に変更となります。◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

Affrac
アフラック

横浜総合支社 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング15F

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数

令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度 法人会医療保険制度

全国法人会総連合